

# 予防接種後健康被害救済制度 について

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、予防接種担当にご相談ください。厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法の規定により、発生した健康被害の救済が行われることになっています。



## 副反応と予防接種後健康被害救済制度について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫れなどの比較的よくみられる軽い副反応や、極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。

しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。

このため、予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

## 給付の種類

### 医療費

治療に要した医療費（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用を支給します。

### 障害が残ってしまった場合

年に4回、障害の残ったお子さまを養育するための障害児養育年金（18歳以上の場合は、障害年金）を支給します。

### 亡くなられた場合

葬祭料及び一時金（インフルエンザワクチンの場合は一時金または年金）を支給します。

# 申請から給付までの流れ

審議結果がでるまで、1年以上お時間をいただきます。

## ① 和光市予防接種担当に申請する

※申請は請求書をもって行います。

様式は厚生労働省HP「予防接種健康被害救済制度」に掲載されています。

## ② まずは和光市にて、審査を行います。

※審査の際に、予防接種を受ける前後のカルテ等、必要となる書類があります。

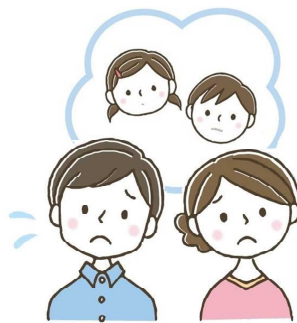
※カルテの開示請求額は病院によって異なります。開示請求に係る費用補助はありません。

※追加資料の必要性等により、お時間をいただきます。

## ③ 審査後、厚生労働省へ報告を行います。

## ④ 厚生労働省にて審査が行われ、給付の認定・否認の結果を和光市よりお知らせします。

※救済給付の決定に不服があるときは、埼玉県知事に対し、審議請求をすることができます。

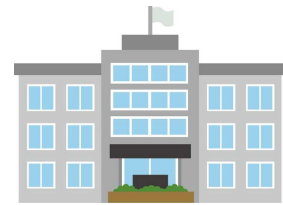


請求者

健康被害を受けられた  
ご本人やその保護者



疾病・障害  
認定審査会



和光市

②審査



厚生労働省

④意見聴取

⑤審査結果

⑥認定/  
否認

③報告

①申請

⑦支給/  
不支給